

組合員・被扶養者住所変更届

組合員番号				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: none;"> </td> <td style="width: 25%; border: none;"> </td> <td style="width: 25%; border: none;"> </td> <td style="width: 25%; border: none;"> </td> </tr> </table>				

届出区分 <small>(右記番号を記入)</small>	1 : 組合員のみ変更 2 : 被扶養者のみ変更 3 : 組合員、被扶養者ともに変更			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: none;"> </td> <td style="width: 25%; border: none;"> </td> <td style="width: 25%; border: none;"> </td> <td style="width: 25%; border: none;"> </td> </tr> </table>				

【組合員】 ●届出区分が「2」の場合、住所欄の記入不要

(フリガナ)		※ 続柄コード	性別	生年月日			
組合員氏名		0 0	1 : 男 2 : 女	3 : 昭和 4 : 平成 5 : 令和	年	月	日
住所	郵便番号	—	電話番号	—			
	都 道 府 県						市 区 町 村

【被扶養者①】 ●組合員と □同居 (住所欄の記入不要) ・ □別居

(フリガナ)		※ 続柄コード	性別	生年月日			
被扶養者氏名			1 : 男 2 : 女	3 : 昭和 4 : 平成 5 : 令和	年	月	日
住所	郵便番号	—	電話番号	—			
	都 道 府 県						市 区 町 村

【被扶養者②】 ●組合員と □同居 (住所欄の記入不要) ・ □別居

(フリガナ)		※ 続柄コード	性別	生年月日			
被扶養者氏名			1 : 男 2 : 女	3 : 昭和 4 : 平成 5 : 令和	年	月	日
住所	郵便番号	—	電話番号	—			
	都 道 府 県						市 区 町 村

【被扶養者③】 ●組合員と □同居 (住所欄の記入不要) ・ □別居

(フリガナ)		※ 続柄コード	性別	生年月日			
被扶養者氏名			1 : 男 2 : 女	3 : 昭和 4 : 平成 5 : 令和	年	月	日
住所	郵便番号	—	電話番号	—			
	都 道 府 県						市 区 町 村

※【続柄コード】		
0 0 本人	2 0 養子	3 3 義父
0 1 夫	1 0 配偶者の子	4 3 義母
0 2 妻	9 0 子の配偶者	3 2 養父
1 1 長男	3 1 父	4 2 養母
1 2 二男	4 1 母	5 7 孫
1 3 三男	5 1 兄	7 3 甥
2 1 長女	6 1 姉	8 3 姪
2 2 二女	5 2 弟	
2 3 三女	6 2 妹	

上記のとおり届け出ます 公立学校共済組合長崎支部長 様 令和 年 月 日 氏名	所属所受付年月日 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
--	---

(202103)

▼裏面留意事項をご覧ください。

留意事項

- (1) 「組合員番号」は、組合員証記載の7桁の番号（職員番号＋末番号）を記入して下さい。
なお、（枝番）〇〇と記載がある場合、その部分は記入不要です。
- (2) 「届出区分」は、変更内容から右記の1～3の番号から選択して下さい。
- (3) 「住所」は、住民票上の住所を記入して下さい。
※医療機関のオンラインによる資格確認や情報連携を用いた所得の確認などがあることから「住民票上の住所」で管理しています。
※住所変更の届出は、住民票の異動手続き後に行ってください。
- (4) 被扶養者で住民票を除票する（国外へ行く）場合、海外特例要件（国内居住要件の例外）を満たしていることがわかる書類の添付が必要になります。必要書類など、詳しくは「福利厚生事務の手引き」をご参照ください。
※海外特例要件を満たしていない場合は、被扶養者の取消の手続きを行ってください。
- (5) マンション・アパート名は省略できますが、号室は記入して下さい。
※記載がないと郵便物が届かない場合や、記載を希望する場合は記入してください。
- (6) 被扶養者は、組合員と同居であれば「住所欄」の記入は不要です。
- (7) 組合員と被扶養者が同居の場合、システムの都合上、被扶養者の電話番号を個別で登録できませんので、あらかじめご了承ください。
- (8) 「続柄コード」の番号は、用紙の左下記載の番号から選択して下さい。
尚、四男以降は14～、四女以降は、24～となります。